

# 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 主な改正内容の新旧対照表

【トラック運転者関係】

	新	旧
1か月の拘束時間	1年の拘束時間は3,300時間以内、かつ、1か月の拘束時間は284時間以内 ※労使協定により、1年のうち6か月までは、1年の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を310時間まで延長できる	1か月293時間以内 ※労使協定により、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間までの時間まで延長できる
1日の拘束時間	原則13時間 上限15時間、14時間超えは1週間について2回以内を目安とする(例外あり)	原則13時間 最大16時間、15時間超えは1週間について2回以内
1日の休息期間	継続11時間以上を原則とし、最低9時間(例外あり)	継続8時間以上
運転時間	2日を平均して1日当たり9時間以内 2週間平均で1週間当たり44時間以内	2日を平均して1日当たり9時間以内 2週間平均で1週間当たり44時間以内
連続運転時間	4時間以内(1回おおむね連続10分以上、かつ合計30分以上の運転中断(休憩)が必要 例外あり)	4時間以内(1回連続10分以上、かつ合計30分以上の運転中断が必要)
時間外労働	原則、月45時間、年360時間(臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間まで)	法律による残業時間の上限なし ※厚生労働大臣告示で示された基準では、時間外労働及び休日労働は、1日の拘束時間(16時間)、1か月の拘束時間(原則293時間、労使協定により320時間まで)を限度とする
時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金率※	大企業：50% 中小企業：50%(令和5年4月1日以降)	大企業：50% 中小企業：25%
適用年月日	令和6年4月1日以降	令和6年3月31日まで

※時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金率については、労働基準法による定めとなっております。

※その他の詳しい改正内容につきましては  
こちらをご覧ください。

厚労省 改善基準告示

検索

厚生労働省

北海道労働局



北海道